

大規模災害発生時における燃料の優先供給に関する協定書

埼玉県草加警察署（以下「甲」という。）と、エスシーエス株式会社（以下「乙」という。）は、大震災等の大規模災害発生時における燃料の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に燃料が不足した場合において、乙が保有する第3条に掲げる燃料を甲に対し優先的に供給することで、警察業務を円滑に遂行することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、燃料の調達が必要になったときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は大規模災害発生時に前項の規定による協力要請があった場合、可能な範囲で甲に対し、優先して燃料の供給に応じるものとする。

（燃料の種類）

第3条 この協定に基づく、甲の要請により乙が供給する燃料については、次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 2サイクルエンジンオイル及び4サイクルエンジンオイル

（燃料の価格）

第4条 燃料の取引価格は、単価契約を結んでいる場合はその価格とし、単価契約を結んでいない場合又は単価契約にない品目の場合は、供給時の適正価格を基準とし、甲、乙が協議の上で決定する。

第5条 この協定に係る甲の連絡責任者は警備課長とし、乙の連絡責任者はエスシーエス株式会社取締役部長とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者で協議の上で決定するものとする。

（適用と更新）

第7条 この協定の適用は、締結の日から平成25年8月16日までとする。

ただし、この協定の内容について変更又は解除する場合は、甲、乙が協議の上で決定するものとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ

平成 24 年 8 月 17 日

甲 埼玉県草加市花栗 3 丁目 2 番 23 号
埼玉県草加警察署

乙 埼玉県草加市青柳 2 丁目 19 番 10 号
エスシーエス株式会社